

平成 29 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9 月 19 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成29年9月19日〔火曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第47号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第48号 平成28年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成28年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成28年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

請願第14号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書

請願第15号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

請願第16号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

請願第17号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

行政視察について

常任委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長	藤岡和俊君	副委員長	東猴史紘君
委員	森ケイ子君	委員	河合正猛君
委員	鈴木貢君	委員	宮地友治君
委員	安部政徳君		

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

議事課長	石黒稔通君	主任	前田裕地君
------	-------	----	-------

説明のため出席した者の職、氏名

教育長	村	良	弘	君	
健康福祉部長	丹	羽	鉦	貢	君
教育部長	菱	田	幹	生	君
高齢者生きがい課長	倉	知	江	理子	君
高齢者生きがい課主幹	酒	井	博	久	君
高齢者生きがい課副主幹	栗	本	真	由美	君
保険年金課長	今	枝	直	之	君
保険年金課主幹	相	京	政	樹	君
保険年金課副主幹	藤	田	明	恵	君
教育課長兼少年センター所長	稲	田	剛	君	
教育課管理指導主事	伊	藤	勝	治	君
教育課主幹	仙	田	隆	志	君
教育課副主幹	横	川	幸	哉	君

○委員長 おはようございます。

多少時間が早いですが、皆さんおそろいですので、先日に引き続き厚生文教委員会を開きたいと思います。

議案第47号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第47号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 議案第47号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の380ページをお願いいたします。

歳入でございます。

380ページ、381ページ上段、1款国民健康保険税から、386ページ、387ページの10款諸収入まででございます。

歳出でございます。

388ページ、389ページ上段、1款保険給付費から、392ページ、393ページ、12款総務費まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○森委員 最初に、歳入の381ページの収入未済額と不納欠損額について伺いたいんですけども、不納欠損額のこの内容について、決算審査意見書の49ページに内訳が出ています。それで、この辺のことについて少し伺いたいのですが、その前に、この前の本会議での質疑の中で、この不納欠損額あるいは収入未済額などについて、各所得階層別でどのくらいの滞納があるのかということについて、明らかにしてほしいという質疑があつて、それはでき

ませんという答弁があったかと思うんですけれども、そういう分析というのは当局のほうはされていないのでしょうか。

○保険年金課長　本会議でも答弁をさせていただきましたけれども、国民健康保険税の課税の方法といたしまして、階層別で賦課していない、所得割合に賦課しておりますことから、所得の段階別での滞納割合というのは、把握をしてございません。

○森委員　しかし、実際には、いわゆる基本は所得にかけるわけですよ。ところが所得のない人にも均等割なり平等割はかかってくるわけで、そういう分析というのは、する必要があるんじゃないかなあというふうに思うんです。かつてはしていたんですよ、前は。やっぱりどこの部分で滞納が多いのかというようなことについては、当局としてはやっぱり知る必要があると思うし、そういう分析というのは、本来やらなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど。

○保険年金課長　システムのつくりも以前とは変わりました、パッケージで基幹システムのほうを購入して運用しているということで、なかなかデータはあれど、抽出プログラムというものが独自開発できません中で、システムのほうで把握しようとしたしますとシステム改修費がかかるという背景もございまして、把握がちょっと困難でございまして。

○森委員　それじゃあ、電算になってかえってそういう分析ができなくなった。本来なら電算の中でそういう分析というのは、むしろ今までよりも詳しくできるはずなのに、それができないというのがなかなか納得できないんですけど、もう一つ、じゃあ逆に、滞納とは別として所得階層別の被保険者の数というのはわかりますか。

○保険年金課長　平成29年4月1日、昨年度年度末でございましてけれども、所得段階別の世帯数のほうは把握してございます。

○森委員　どういう状況でしょうか。

○保険年金課長　医療分を中心に世帯数のほうを把握してございますけれども、所得階層がゼロ円の世帯が2,425世帯。それから、1円以上100万円未満の世帯が3,561世帯。100万円以上200万円未満の世帯が3,392世帯でございまして。200万円以上300万円未満の世帯が1,763世帯でございまして。300万円以上

400万円未満の世帯が868世帯。400万円以上500万円未満の世帯は579世帯で、500万円以上の世帯が1,204世帯。合計しまして1万3,792世帯でございます。

○森委員　　そうすると、本当に所得ゼロという部分が何割になるんですかね。

○保険年金課長　　17.6%でございます。

○森委員　　だから、これだけで、200万円未満を合わせると半分以上が200万円未満の世帯ということになって、ゼロ世帯が17.6%ということですから、本当にこの厳しい中で税を納めていただいているということがわかるかと思えます。

できれば、この割合の中で滞納がどれだけあるのかというようなことについても、当局としては押さえていただければというふうに思います。

それでもう一点、本会議の中で疑問に思ったのが、分納をしても短期保険証を出している世帯があるということだったんですけど、それは何世帯あるの。

○保険年金課長　　分納をしてみえまして短期保険証を郵送している世帯というのは、納税相談の必要のない世帯というふうに捉えさせていただきますと、郵送による交付ということで、短期保険証の対象世帯が710世帯のうち、郵送交付いたしましたのが583世帯でございます。

それに加えて、郵送による送付をいたしましたを受け取りをされなかった世帯というのが45世帯ございます。

○森委員　　いや、その中で分納している世帯は何世帯ある。ちゃんと納税相談に基づいて分納をしている世帯にも短期保険証を送っているということだったので、今聞いているんです。そういう事実がないということならそれでいいんですけど。私の聞き間違いかもしれない。

○保険年金課長　　分納してみえます世帯につきましても、完納のめどが立っていない世帯につきましては、短期保険証を送付しておりますことから、今申し上げました郵送による交付580世帯と、郵送したが受け取られなかった45世帯。

○森委員　　ちょっとよくわからない。583世帯は全部分納している世帯なんですか。

○保険年金課長　　はい、さようでございます。

○委員長 暫時休憩します。

午前 9 時42分 休 憩

午前 9 時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険年金課長 郵送いたしております短期保険証の交付世帯につきましては、滞納整理機構での案件も含まれておりますので、実際に分納している世帯と限定いたしますと、正しくは数字を把握できかねるものでございます。

○森委員 ぜひそれは把握をしていただいて、せっかくちゃんと納税相談に応じて、苦しい中でも分納しているということであれば、これはやっぱり保険証をちゃんと発行すべきだと思います。それすら認めないで短期保険証ということは、ちょっと私としては納得ができません。

それともう一つ、今、受け取りを拒否されたのが45世帯ということと、もう一つ、とめ置きが30世帯あるというのも本会議での質疑でしたけど、そうすると、この75世帯については保険証がないまま生活されていると。実際に病気になって医者が必要になったということになると、病院の窓口で10割負担をしなきゃならなくなるわけです。その辺のところ、この75世帯に対してはさらにきちんとその辺の話を進めていかなきゃいけない。いざというときに大変な、もともと保険料を払うのが大変な世帯が窓口で10割負担できるはずがないと言ってはちょっと違うかもしれませんが、できない世帯が多いかと思うんです。だから、その辺のところの状況というのはどういうふう把握されているんでしょうか。

○保険年金課長 国民健康保険の運営につきましては、被保険者に納付していただく国民健康保険税で運営されておまして、一方で滞納によって運営に支障を来していることや、税の公平性の観点という考え方もあるわけでございます。そういった中で、滞納のある方につきましては御来庁いただけるように働きかけてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森委員 来ないから問題なんですけど、一方で訪問徴収をされていると思うんですね。その訪問徴収で状況というのはある程度つかんでみえると思うので、その中で短期保険証ということは可能なんではないんですか、発行していくということは。

○保険年金課長 訪問徴収を進めている中で、納付相談、また納付計画をしていただければ短期保険証を発行している状況でございます。

○森委員 本当に短期保険証の発行ということについて、もう少し厳しく受けとめていただいて、やっぱり保険証がなかったら大変なことになる。自分は今は健康でいても、いつ病気になるかわからないという状況というのはあるわけで、ぜひ保険証が全く手元にない世帯があるという状況を何とかやっぱりなくす努力をしていただきたい。資格証明書は発行していないけれども、逆に短期保険証も発行されていないところが七十何件もあるということですから、その辺はやっぱり市民の健康という面からするとかなり問題なんじゃないかなあというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、不納欠損の関係ですけど、決算審査意見書の中で3つあって、法第15条の7第4項と法第15条の7第5項というのは、いわゆる執行停止後3年ぐらいたって、なおかつ財産がない、あるいは居所不明というようなところについて一定の整理をしたということなんですけど、もう一つ、法第18条第1項のほうは、いわゆる時効ということかと思うんですけど、ちょっとこの辺のところについてそれぞれ説明をしていただけますでしょうか。

○保険年金課長 地方税法第18条第1項の規定の5年の消滅時効による欠損処分についてでございますけれども、こちらに該当するのが581件で5,630万2,593円が該当しております。その内容といたしましては、滞納処分をすることができる財産がないものが572件、5,535万2,893円で98.3%を占めております。また、滞納処分をすることにより生活を著しく窮迫させるおそれがあるものが6件で75万5,400円、所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるものが3件で19万4,300円となっております。

○森委員 それで、10億円からの収入未済額があるということの中で、本会議のどなたかの質問にもあったかもしれませんがけれども、いつまで抱えているのかということからいくと、この10億円の収入未済額の中で、既に5年を経過してきているものというのはかなりあると思うんです。その間に分納やら何やらがあって時効の成立していかない世帯もあるかと思うんですけども、その辺で実際にはどのくらいの、何年ぐらいもっているかというのでいくと、どうなるんですか。

- 保険年金課長 課税年度ごとの滞納金額については把握していないところ
でございます。
- 森委員 把握していない。
- 保険年金課長 資料としては、今持ち合わせておりませんので、収納課の
ほうで確認すればお答えさせていただけると思います。
- 森委員 そうすると、この判断というのは保険年金課ではできないと、む
しろ収納課というか、もっと極端に言えば滞納整理機構のほうが判断をする
ということなんですか。
- 保険年金課長 滞納整理機構のほうで判断するものではございませんで、
収納課のほうで判断しております。
- 森委員 そうすると、やっぱり保険年金課はさっきの階層別云々もあるん
ですけど、そうするとこの収納という分野については、保険年金課のほうと
してはほとんどやっていないと、収納課にお任せというか、収納課の仕事に
なっているということなんですか。私、ちょっと認識が違っているかもしれ
ない。
- 保険年金課長 実際に滞納者と接触しているのは収納課でございますけれ
ども、その欠損の際につきましては、両課で協議して対応しておるものでご
ざいます。
- 森委員 そうすると、さっきの訪問徴収員なんかは保険年金課にもたしか
いたと思うんですけど、今は見えない、全部収納課のほうにいるということ
ですか。
- 保険年金課長 保険年金課のほうには個々の訪問徴収員はおりません。
- 森委員 わかりました。

そうすると、時効の扱いですとか、その辺のところについては、本当に保
険年金課で判断するというよりは、むしろ収納課のほうで判断をするという
ことになりそうなので、全庁的にきちんと整理をしていただきたいなという
ふうに思います。

そうしますと、収納課のほうで差し押さえの件数がここに出ているんです
けれども、この差し押さえの件数の中に、国保税についてどのくらいの差し
押さえがあって換価されたのかということについては、わからないわけです

か。件数はわかる。

○保険年金課長 直接差し押さえをしていないものですから、把握してごさいません。

○森委員 そうすると、成果報告書の356ページに収納課の滞納処分事業というのがあるんで、ここを見ていて私もちょっと疑問に思ったのは、どこを差し押さえたかということがここに何も書いていないもんで、国保税なのか市民税なのか、成果報告書のね。市民税の分野なのか、あるいは固定資産税なのか、何もわからないもんだから、ちょっとそれで今伺って、国保についても一定の差し押さえがあって換価された部分について収納があったんじゃないかというふうに思うんですけど、それもつかんでいないということになると、ちょっと機構上問題ではないかなあとと思いますので、一度、もう少し国保税を納める側の立場に立つとかなり大変な問題ですので、整理をして保険年金課のほうもきちんとその状況がつかめるように、つかんでおいてもらわないと困るんですけど、収納課ともう少し連絡を密にしてやっていただきたいというふうに思います。

○河合委員 関連で。私が質問したんですけれども、とにかく今の不納欠損の部分と同時に、決算審査意見書の68ページのグラフがありますよね、国保の収入率の。市税もそうなんだけど、実際に現年課税分については93%やね。このグラフは未収分も全部入れてあるもんで、現年課税分の表だけにしたらどうだと。これは含めてやっていますよね。だから見た目が悪いわね、63%しか収入率がないと。じゃなくて、ちょっと現年課税分に変えたほうが、見た目が悪過ぎるで。

先ほど森さんも言われたように、10年以上残っておる人が多分見えると思う。愛知県のあれでいくと不納欠損の上位6位ですよ、江南市。物すごく多いんですよ。というのは、古いのがずうっと残っておるから、議案質疑でも言ったように、やっぱり古いのは思い切って政策判断でもう切ってしまうということをしないと、いつまでも残る一方ですよ、これ。やっぱり現年に力を入れて、言い方は悪いかもしれんけど、ある程度滞納しておる分は、ある年数でもう切ると。

これは多分犬山市が数年前にやったんですよね。だから犬山市は38市中34

位ということは、いいほうで5番目ですよ。江南市と全く逆で、以前は犬山市も上のほうにおった。だから数年前に、もう10年以上か、どこかの期間で切ってまって、一気に不納処分してまったと。ということでやっておるで、江南市も思い切ってやらないと、いつまでも残っておっても払っていただける見通しはないと思うんです。だから、もうこの際思い切って一度整理をすると。それで、現年度の収入を一生懸命いただくという努力をします。

滞納だけに力を入れておっても、現年度は93%ですよ。これを97%とか98%に持ってくれば、当然滞納額も減ってくるから、やっぱりこちらに力を入れて、一旦整理をしてから現年度に力を入れるということをやれば、もう少し状況は変わるんじゃないかなと思いますので、ぜひお願いしたいと。

それで、この63.1%、こんなグラフもやめる。現年度の収入率に変えるということをしていただきたいなと思います。

○健康福祉部長 一度よく収納課のほうとも協議いたしまして、グラフにつきましても、わかりやすいような表現のほうにしますし、いろんなことを考えていきますし、またそのことで一度よく検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これで質疑を終結したいと思います。

暫時休憩します。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第48号 平成28年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第48号 平成28年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長 よろしくお願いします。

横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。

396ページをお願いいたします。

396ページ上段、1款1項1目利子及び配当金、1節利子及び配当金は、江南市横田教育文化事業基金利子でございます。2款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金は、江南市横田教育文化事業基金繰入金でございます。

続いて、歳出について説明をさせていただきます。

398ページをお願いいたします。

398ページ上段の1款1項1目教育文化振興費、作文コンクール事業と市立図書館図書整備事業でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○森委員 これは、平成28年度で最終の決算ということになると思うんです。その前に、この横田会計を終わりますよということでやったときにちょっと議論したと思うんですけれども、5,000万円の基金は、今、国債で持っているんですけど。

○教育課長兼少年センター所長 はい、そのとおりでございます。

○森委員 ですね。その利子もどんどん収入が少なくなってきた、その利息だけの運用が難しくなっているということなんですけれど、ずうっとこの事業をやっていくと、何十年後かには全部消滅してしまうということなんです。

○教育課長兼少年センター所長　　今後、国債利息が事業を行う金額より少なければ、委員おっしゃるように何年後かとはちょっと言えませんが、なくなる可能性はございますが、国債の利率状況が将来的によくなって利息だけで事業が運営できるようになれば、さらに引き続きできることかと思っております。

○森委員　　5,000万円あれば、そう皆さんがいる間はなくなるということではないかもしれませんが。

それでもう一つ、事業も縮小で、ことしは弁論大会というのはどういう形でやるんですか。ここで見ると、もう相馬市からは平成28年度でやめたというふうに書いてあるんですけど。

○教育課長兼少年センター所長　　委員おっしゃいますように、相馬市から昨年度まで3人の生徒に来ていただいておりましたが、平成29年度は相馬市からの派遣をなしにいたしました。それ以外につきましては、江南市に在籍している中学生、高校生を対象にした弁論大会という面は変更はございません。

○森委員　　横田会計が始まる時に、私たちはずうっと反対していたんです。何で反対していたかということ、作文を募集して、言ってみれば懸賞つき作文じゃないかということで、やっぱりそういうのが子供たちにとっていいことなのかどうなのかということで、かなり議論をやってきて、前の教育長のとときに、少し方針を変えて弁論大会発表というふうに変わってきたんですけど、やっぱり純粋に自分の将来についてみんなで考えるということについて、あいう場で意見を発表するというのは、一ついいことだとは思いますが、もう少しみんなで、一人一人の自分だけの考え方、これも必要かもしれないけれども、もっとみんなで議論し合って自分たちの将来をどういうふうに見ていったらいいかというようなことで議論し合う、そんな機会もつくれたら、単に発表するというだけではなくてね。何かもうちょっと違う方法でないのかなあと。今すぐにこうやればいいというのが私も出てこないのはいかんですけれど、もう少しみんなで議論し合うような、自分たちの将来について、あるいは自分たちの次の世代、自分たちが担う時代についてみんなで議論し合うような、そんな機会をつくることはできないのかなあと。

だから、懸賞じゃないけれども、お金を渡すわけですよ、図書券か何か

わかりませんが。だから、そういうお金で渡すということよりは、もっと何か違うことが考えられないのかなあ、もっと高校なり中学校3年生、自分の将来についてみんなで語り合うような機会がつかれないのかなあと、そんな思いはしているんですけど。済みません、ちょっとまとまった……。

○教育長　　ありがとうございました。

この横田教育文化振興事業の弁論大会については、私も現場にいるところは、小学校でしたので、直接かかわってはいませんでしたけれども、各中学校は将来の夢ということで全生徒が作文を書いて、その中で優秀なものをああした文化会館の中で発表するというふうな形に変わってきたというふうに私も聞いておりますし、昨年度参加させていただいて、実際に見させていただきまして子供たちが夢を語るということは大変いいことだなあというふうに思っております。

先ほどの懸賞どうのこうのということもありますけれども、それについてはまた検討させていただきたいとは思っております。実際に私も昨年度の段階で、実は金一封みたいな形で出ているものですから、これは中学生にはどうなんだろうなあというふうに自分自身が疑問に思っている部分もございしますので、そこについては再度検討させていただきますけれども、こうした場合は各学校でもそれぞれ自分の夢を語るということは、されているというふうに私も認識しております。その上でさらに優秀なものが、江南市内の子供たちの場で発表するという機会を与えていきたいというふうには思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。内容については、また検討させていただきたいと思っております。

○森委員　　実際にあそこに来るのは代表になった子たちしか来ない。それと親御さんたちは、娘や息子の晴れ姿を見にくるような感じで見えているわけですけど、やっぱり中学生は中学生みんなでそういうことに語り合う。例えば各学校でやり合えるだとかね。そういう機会がつかれたらいいかなあというふうに思います。これは私の希望で。

○委員長　　よろしいですか。要望という形で。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時10分 休 憩

午前10時10分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第51号 平成28年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第51号 平成28年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしく願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第51号 平成28年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明させていただきますので、決算書の424、425ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

1 款の保険料から、はねていただきまして、428、429ページの 9 款 3 項 2 目 1 節の雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

はねていただきまして、430ページ、431ページをお願いいたします。

1 款総務費から、441ページの 7 款 1 項 1 目予備費まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○東猴委員 議案第42号でも森委員が言われていたので、その趣旨は同じなわけですが、その前にちょっと1点だけ質問させていただきたいのが、日本全体で見ると高齢者人口が減る、いわばピークを迎えるのがたしか2040年だったと思われませんが、江南市においてその高齢者人口のピークというのは、同じく2040年ということで間違いないでしょうか。

○高齢者生きがい課長 ただいま第7期の介護保険事業計画を策定しておる段階でございますが、その中で人口の推移を計算してございますが、平成37年度までの推移でしか今のところは計算をしておりません。平成37年度で高齢者人口が2万7,527名でございます。平成29年度が2万7,102名でございます。途中の平成32年度の2万7,793人をピークとしてそこから徐々に減っていくというような推計に今のところはなっております。

○東猴委員 ありがとうございます。

将来は、高齢者人口はピークを迎えて減っていくという状況ではありますが、森委員も言われていましたように地域包括支援センターの数なんですけど、今後、少なくとも20年近くは高齢者がふえていく中、やっぱりその役割というのは極めて大きいと思います。

そう考えると、現在3カ所、たしか河野町、高屋町、上奈良町だと思いますが、やはり森委員も言われますように各中学校単位とか、今布袋がないわけですが、含めてその拡充をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長 先ほど森委員も議案第42号でもおっしゃっていただきましたけど、中学校単位にふやすという考え方もございますが、今後高齢者がふえる中で、先ほど2025年問題もありまして、地域包括支援センターの担う責務というのは、大変重要であるというふうには感じておりますが、御提案の中学校単位も含めまして、現在の3地区の拡充、そうしたことも含めまして高齢者人口のこれからの推移を見て、総合的に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長 ほかには質疑はありませんでしょうか。

○森委員 実際にこの前の議論の中でも、それぞれの地域包括支援センター

が抱える高齢者人口というのは、国の基準をかなり上回っているわけですよ。だから、そういう意味でもきめ細かい支援というか、そういうのができないんで、第7期の計画については、ほとんど大詰めに来ちゃっているんで難しいかもしれませんが、やっぱりそっちの方向で進んでいっていただきたいなあというふうに思います。

それから、成果報告書の166、167ページにかけて地域支援事業の部分について詳しくあるんですけど、特にこの中で予算的にはかなり使われて、この167ページの一番下のところに地域支援事業費の執行状況というのがあります。合計では86.3%ということになっているんですけども、実質的には包括的支援事業費、これが地域包括支援センターへの事業費、委託金ですかね、委託料のような形で、これはほぼ100%に近い。その逆に介護予防事業と任意事業については、5割にも行っていないということなものですから、やっぱりこのところをしっかりと見ていかないとなかなか、いわゆる介護予防という点でつながっていかないんじゃないかと思うんですけども、この辺についてどういうふうに考えてみえるのか、どう評価しようと思っているのか、その辺のところについてお聞きしたいんですけども。

○高齢者生きがい課長　介護予防事業費が執行率39.4%ということで、最も低い執行率となっておりますが、これの一番の原因は基本チェックリスト、65歳以上の対象の方に、それまでは全員個別通知をしておりましたのを個別通知を中止し、窓口等での相談及び前年度2次予防事業に御参加いただいた方に地域包括支援センターから声かけをしていただくというような方法に変えたことによりまして、参加者が減少し、執行率が低下したということでございます。

任意事業につきましては、主には成年後見人に対する報酬の助成費が主なものでございましたが、その報酬助成費の支出がなかったということで執行率が42.5%という結果になっております。

今後の介護予防に関しましては、地域で介護予防に取り組んでいただくよう、ただいま派遣型の介護予防の運動教室、及び今年度から設置いたしました生活支援コーディネーターの活動の中から地域の方がみずから介護予防に取り組んでいただくような働きかけ、そちらのほうを重点的にしていきたい

というふうに考えているところでございます。

- 森委員　今言われた介護予防事業でいくと、「足腰弱らん教室」だとか、ちょっと私も知らない「動いて！物忘れん教室」だとか、「楽しく健康づくり教室」だとか、いろいろなことがやられているということですがけれども、やっぱり参加者がまだまだ少ないというふうに思います。それぞれの地域でリーダーをつくっていかないとなかなか難しいんじゃないのかなあと思いますので、ぜひこの辺については力を入れていただきたいというふうに思います。

それで、任意事業のところ、成年後見制度について利用がなかったということですが、決算書を見ても確かに成年後見制度については郵便とか消耗品とかしかないんですけれども、認知症の人たちもふえてきている中で、実際には成年後見制度、非常に重要な役割を持ってきていると思うんですけれど、この間の質疑の中で、ほとんどこれは社協に任せているという答弁があったと思うんですね、福祉課の議論の中でしたっけ。介護保険のほうでは、成年後見制度についてはどういうふうになってくる、福祉課と介護保険のほうの関係の成年後見制度の対応というのは。

- 高齢者生きがい課長　成年後見制度の申請に関しましては、市のほうで把握しておりますのが、市長申し立てをさせていただいた事例のみ把握させていただいております。そのほか親族等で直接裁判所に申請、申し立てをされた件数については把握ができていないという状況でございます。

ちなみに平成28年度、高齢者の方に対して市長申し立ての要請をいたしました件数は2件でございました。

- 森委員　その2件については、どうなったんですか。
- 高齢者生きがい課長　一件は弁護士が後見人となられまして、もう一件は司法書士の方がなっておられます。どちらも成年後見の中の補助人という形でございます。
- 森委員　そうすると、ここにその費用が出てくるんじゃないかと思うんですけど、それが出てきていないので、今何もなかったというふうに受けとめているんですけど。
- 高齢者生きがい課長　この弁護士の報酬に関しましては、御自分でお支払

いができる能力、財産の収入がある方については、御自分でお支払いをしていただくという事例もございます。そのお二人に関しては市のほうでの負担はしておりません。

市のほうで負担を今させていただいている方は、平成27年度の申し立ての事例に関しまして報酬費の負担をさせていただいておりますので、平成28年度の決算ではございませんが、平成29年度の決算では1事例ございました。

○森委員 実際には、本人負担に全部なる、あるいは市が負担する、その辺の境目はどこにあるのか。どの辺の所得で決まるんですか。

○高齢者生きがい課長 所得財産等を勘案するわけですが、最終的には裁判所のほうで判断をされるということでございます。

○森委員 ちょっとなかなかまだ、私も制度そのものが十分に理解できてなくて、これでよくわからないんですけれども、実際に補助人の方について、認知症のあるひとり暮らしの方へ今かかわってもらっているんですけれども、そうすると私たちはもう全く手が出せない領域に入ってしまったって、周りの人がどんなに心配して何していても、一切口は出さないでくださいと言われてどんどん進んでいっているんですけど、本人は全く納得していないんですけど。ということで、これから一層、特に認知症だとかそういう中で成年後見制度の役割というのは非常に重要になってくると思うので、できればもう少し市、あるいは地域包括支援センターなどのかかわりの中で、周りも納得できるような体制ができるといいなあというふうに思います。それは私が今持っている感想だけですので、結構ですけど。

それで、あとこの任意事業の中でもう一点聞きたいのは、委託料で徘徊高齢者家族支援サービス事業委託料というのがあります。これはどういうものなんでしょうか。439ページですね、決算書の。

○高齢者生きがい課主幹 徘徊高齢者家族支援サービス事業ということで、つばめタクシーグループのシステムを使ったものでございます。平成28年度段階において、最初なんですけど5人の方が御利用いただいていたんですけども、利用者のほうは減っております。使わないということで減りまして、平成29年3月の段階で3人、その途中でやめて今年度に至っては2人の方が御利用というものでございます。

○森委員 わかりました。

実際には市のシステムが今度変わったんですけど、緊急通報システムで十分対応できると思うんです。URもつばめタクシーを使っているんですけど、実際には高くて、江南市の通報システムは無料でできる。ただ、その場合に一定の所得のある人たちはそれが利用できないという状況なので、その点をもう少し改善していただかないと、むしろ難しいかもしれないけど、一定の所得のある人でも、一定の金額を払えば通報システムが利用できるということになれば、この制度そのものは一切必要なくなってくるということになるのかなあと。

○高齢者生きがい課主幹 こちらのほう、徘徊されるであろうという方に持っていて、その方をGPSの機能を使って特定するものなんですけれども、今言われたように、つばめタクシーのシステムでなくても、今ですと、例えば携帯電話でもやれるというふうになりつつありますので、そういった新しいものがどんどん普通の民間企業でも出ておりますので、そういったもののほうが詳しく見れるのかなあと思っております。

○委員長 ほかには質疑、ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第52号 平成28年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

○委員長 続いて、議案第52号 平成28年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第52号 平成28年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の444ページをお願いいたします。

歳入でございます。

444ページ、445ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から、1枚はねていただきまして、446ページ、447ページの5款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

448ページ、449ページ上段、1款総務費から、中段、3款諸支出金まででございます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 今さらこういうことを聞いておってはいかんのですけど、成果報告書のほうがわかりやすいんで、203ページなんですけど、後期高齢者医療というのは、基本的には年金から天引きされるもんだと思っていたんですけど、これでいくと普通徴収のほうが割合としては高いんですね。一般の、要するに年金の方で普通徴収を選択される方というのは、実際にはどういう方なんですか。

○保険年金課長 ここでいう普通徴収の方でございますけれども、特別徴収から本人の希望で普通徴収に切りかえる方も含まれているものでございます。

○森委員 それはどういう事情で。たしか税金の関係だったかと思うんですけど。

そうしたら、全部で今、後期高齢者が1万3,202人、この中で特別徴収と普通徴収の方が何人ずつかというのはわかりますか。

○保険年金課長 平成28年度で申し上げますと、特別徴収の方は7,739人、普通徴収の方は4,962人でございます。

- 森委員　　これだと1万2,000人になる。
- 保険年金課長　　今の率でございますけれども、時期が少々違いまして、年度末ではなく平成28年8月の本算定時の数字で把握しているものでございます。
- 森委員　　この1万3,202人というのが。
- 保険年金課長　　平成28年度末の人数でございます。
- 森委員　　平成29年3月ですね。
- 保険年金課長　　はい。
- 森委員　　ふえておる。

普通徴収の中から収入未済額、現年度分だけでも563万円出ていて、それで滞納繰り越し分をあわせると1,383万円になるということなわけです。それで、この普通徴収の中で途中から75歳になった人たち、年度途中で75歳になった人は、まずは普通徴収で半年分なり何か月分かを納めて、実際に次から特別徴収、年金からの天引きということになると、そういう方と、みずから普通徴収を選択された方とあると思うんですけども、これだけ滞納が出てくるというのは、みずから選択してこれだけ滞納するという人たちがどのくらい出てきているんだろうかという疑問を持ったんですけど。

- 保険年金課長　　滞納されてみえる方の普通徴収の中で、みずから普通徴収を選んだ方で滞納している方の件数、金額については、把握はしておりません。
- 森委員　　この不納欠損になったこの人たちの理由はどういうことですか。
- 保険年金課長　　不納欠損額の理由の内訳でございますけれども、被保険者が死亡によって納付不能となったものが7人で26万6,000円、生活保護法の適用を受けているものが4人で38万9,400円、転出により回収不能となったものが2人で1万1,400円で、合計66万6,800円でございます。
- 森委員　　そうすると、いわゆる長期滞納者の中から不納欠損にしたという人は、この時点ではまだないということですね。今説明を受けたことからいけば。
- 保険年金課長　　保険料のほうは2年で時効となりますので、2年以上経過した平成26年度の第9期以前の未納保険料が今回の不納欠損の対象となって

いるものでございます。ただ、国民健康保険税と一緒に分納等してみえればこの時効は成立しないものでございます。

○森委員　だから、先ほどの説明によると、この時効による不納欠損というのはないということでしょうか。この死亡された方が長期滞納だったかどうかは別として。理由は死亡だから、時効によるということではないでしょう。

○保険年金課長　時効が来ているものもでございます。

○森委員　じゃあ、時効による不納欠損は何件で幾らですか。

○保険年金課主幹　時効が2年ということで、2年以前のものが対象になると。その中でまたさまざまな理由があって、それぞれ欠損処理をしているということになりますので、全てが2年たったから欠損しているということではないというふうで御理解いただきたいんですけども。

○森委員　たとえ1年でも半年未納でも、死亡すればもう請求できないわけでしょう。2年たって死亡だから不納欠損にしているんですか。生活保護も同じですよ。生活保護になった時点で、もうそれ以前の分は徴収できないでしょう。

○保険年金課長　亡くなられた方につきましては、相続人がかわって納付しているというケースもございますので、一概には言えないかと思います。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩します。

午前10時48分　休　憩

午前10時48分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

午前10時50分 休 憩

午前11時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第14号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書

請願第15号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

請願第16号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書

○委員長 続いて、請願第14号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書についてを議題といたしますが、請願第15号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書について及び請願第16号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書についてとは関連がありますので、一括して審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、請願第14号、請願第15号及び請願第16号を一括して審査したいと思います。

それでは、請願文書は事前に議場で送付されておりますので、請願趣旨の朗読については省略し、請願文書表と請願事項のみ事務局より朗読をさせます。

○事務局 請願第14号、平成29年9月5日受け付け。

件名、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書。

請願者、名古屋市東区筒井二丁目10番16号、土居 修。

紹介議員、福田三千男、河合正猛、古田みちよ、森 ケイ子、山 登志浩。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1をごらんいただきたいと思います。

私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書。

請願趣旨は省略させていただきます。

請願事項。

平成30年度予算において、「教育の機会均等」の理念を引き継ぎ、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成を拡充してください。

以上です。

続きまして、請願第15号、平成29年9月5日受け付け。

件名、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書。

請願者、名古屋市東区筒井二丁目10番16号 土居 修。

紹介議員、福田三千男、河合正猛、古田みちよ、森 ケイ子、山 登志浩。

請願趣旨は、請願文書表の別紙2をごらんいただきたいと思います。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書です。

請願趣旨は省略させていただきます。

請願事項。

県に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出してください。

「『教育の公平』を実現し、『私学選択の自由』を確保するために、授業料助成と入学金助成を一層拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる『国基準単価』を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること。」

以上です。

続きまして、請願第16号、平成29年9月5日受け付け。

件名、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書。

請願者、名古屋市東区筒井二丁目10番16号、土居 修。

紹介議員、福田三千男、河合正猛、古田みちよ、森 ケイ子、山 登志浩。

請願趣旨は、請願文書表の別紙3をごらんいただきたいと思います。

国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書。

請願趣旨は省略させていただきます。

請願事項。

国に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出してください。

①父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること。

②国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること。

以上です。

○委員長　これより審査を行います。御意見はありませんか。お一人ずつお願いしたいんですけど。

○河合委員　いずれの3件とも紹介議員を見ていただくとおり、全会派が賛成ということでありまして、やはりそれぞれの請願事項のとおりであると思いますので、賛成をさせていただきます。

○鈴木委員　3件の請願につきまして、この趣旨どおりで結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○宮地委員　私も同様、この請願のとおりで異議ありません。

○森委員　私学助成、大分改善はされてきましたし、教育の無償化ということで、高校教育についても無償化の方向で進んできてはいるんですけども、依然として格差は残っております。ですので、愛知県に対しても国に対しても、さらなる拡充を求めていきたいと思ひます。

それから、江南市ですけども、まだまだそういう意味では十分とは言い切れません。県下の状況から見ても十分とは言えませんので、単にこの請願を採択するというだけではなくて、実質的に新年度の予算にこれが反映されるようにしていかなきゃいけないと思ひますので、ぜひその辺について議会としても、全会派が一致してこの請願の紹介議員になっておりますので、そういう意味では、議会としても委員会としても、特に市当局に対してより強い意志表示をしていく必要があると。実質的に私学助成の引き上げを求めて、現行の2倍ぐらいにしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○安部委員　私も別に異議はありません。よろしくお願ひします。

○東嶽委員 異議ありません。

○委員長 ほかに御意見はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結したいと思います。

暫時休憩します。

午前11時11分 休 憩

午前11時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、請願第14号について採決します。

各委員の御意見は採択とすることですが、採択とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 本請願は採択することに決しました。

続いて、請願第15号について採決します。

各委員の御意見は採択とすることですが、採択とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 本請願は採択することに決しました。

続いて、請願第16号について採決します。

各委員の御意見は採択とすることですが、採択とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 本請願は採択することに決しました。

請願第17号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

○委員長 続いて、請願第17号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書について議題といたします。

それでは、請願文書は事前に議場で配付されておりますので、請願趣旨の朗読については省略し、請願文書表と請願事項のみ事務局より朗読をさせます。

○事務局 請願第17号、平成29年9月5日受け付け。

件名、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願者、犬山市大字犬山字北古券2番地、尾北地区教職員組合執行委員長野口和敬ほか329名。

紹介議員、福田三千男、河合正猛、古田みちよ、森 ケイ子、山 登志浩。請願趣旨は、請願文書表の別紙4をごらんいただきたいと思います。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願趣旨は省略させていただきます。

請願事項。

1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上です。

○委員長 これより審査を行います。

御意見はありませんでしょうか。

○河合委員 これも全会派賛成ということでもあります。特に国庫負担率が3分の1にされたまんまですので、ここをやっぱり2分の1へ復元するということは大変重要だと思いますので、特に2分の1にしていただくようお願いをしたいと思います。請願には賛成ということです。

○鈴木委員 この定数問題については、定数改善ということで、やっぱり予算ということが一番大事だと思っておりますので、こういった請願事項、趣旨のとおりでございますので、この件につきましては賛成ということです。

○宮地委員 私もこの請願に関しましては、少人数学級ということは当然必要だと思っておりますので、異議ありません。

- 森委員 賛成です。
- 安部委員 私も別に異議ありません。よろしくお願いします。
- 東猴委員 私も大賛成です。
- 委員長 ほかに御意見はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

- 委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結したいと思います。

暫時休憩します。

午前11時15分 休 憩

午前11時15分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員の御意見は採択とするというのですが、採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 本請願は採択することに決まりました。

それでは、請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いいたします。

意見書の案を配付します。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

午前11時18分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の配付漏れはありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、事務局より意見書（案）の朗読をさせます。

- 事務局 最初に、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

現在、愛知県においては高校生の3人に1人が私学に学んでおり、私学は「公教育」の重要な役割を担っている。生徒急増期においては生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは長年にわたる県政の最重点施策と位置づけられ、「経常費2分の1助成（愛知方

式)」、「授業料助成」など、各種の助成措置が講じられてきた。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単価では徐々に増額に転じ、平成26年度、16年ぶりに平成10年度水準を超え、平成27年度は国からの財源措置（国基準単価）を6年ぶりに回復した。しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は苦しく、十分に教育条件の改善ができない事態が続いている。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円を超え、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られている。

「父母負担の公私格差の是正」はいまだ抜本的な解決には至っておらず、今年度より公立高校の入試制度が見直されたが、その一方で私学を自由に選択できないなど、「公私両輪体制」にとっていびつな状況が今なお続いている。

今年度より大阪府、京都府に続いて、東京都、埼玉県が私立高校無償化へ踏み出し、「愛知も無償化」への期待は大きく高まっている。

本来、学校は公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく父母・市民にとって切実な要求である。とりわけ、準義務化された高校教育においては急務である。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財源措置のある「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

裏面をお願いします。

平成29年9月、江南市議会。

提出先、愛知県知事。

続いて、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに国民に教育を受ける権利を保障する公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置が講じられてきた。

しかし、地方自治体では財政難を理由に私学助成を抑制、削減する動きが後を絶たず、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は苦しく、十分に教育条件を改善できない事態が続いている。

また、父母負担の公私格差はいまだ大きく、多くの生徒が無償の公立に対して、私学の初年度納付金は約64万円を超え、授業料助成制度があるものの、私学を自発的に選択できる層は、ごく一部に限られている。「父母負担の公私格差の是正」はいまだ抜本的な解決には至っておらず、今年度より愛知県立高校の入試制度が見直されたが、その一方で私学を自由に選択できないなど、「公私両輪体制」にとっていびつな状況が今なお続いている。

全国的には大阪府、京都府に続いて、今年度より東京都、埼玉県が私立高校無償化へ踏み出し、「私学も無償化」への期待は大きく高まっている。政府は5月18日、6月19日に「高校生等への修学支援に関する協力者会議」を開催し、既に制度改善の検討に入っているが、私学を自由に選択できるようにするためには就学支援金の一層の拡充を初め、各県格差の是正、支給対象を学納金とすることなどは喫緊の課題である。

私学は、「公教育」の重要な役割を担っている。本来、学校は公立・私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択することが望ましく、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母・国民にとって切実な要求であり、とりわけ、準義務化された高校教育においては急務となっている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母・国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて、

私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

裏面お願いします。

平成29年9月、江南市議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

続いて、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、文部科学省は10年間で2万9,760人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,060人の定数改善を盛り込んだものの、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。さらに政府予算においては、「通級による指導」や「外国人児童生徒等教育」にかかわる教員として473人が基礎定数化されたことは、安定的な教員の配置などの観点から評価できる。しかし、いじめや不登校などに対応する教員の加配は395人とどまるとともに、教職員定数全体を子供の自然減以上に削減することが盛り込まれるなど、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなった。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務

教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、平成30年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月、江南市議会。

裏面をお願いします。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それぞれの意見書案について、御意見はありませんでしょうか。

○森委員 提出先、定数改善計画のほうは内閣官房長官が入っていて、私学助成は内閣官房長官が入っていないんですけど。今まで内閣官房長官宛てに出したという記憶が余りないんですけど。この官房長官宛てというのはどういうことかわかりますか。

○事務局 例年、請願者のほうから、定数改善計画については、内閣官房長官を提出先とするよう要望があります。

○森委員 要望がある。

○事務局 はい、請願者からの要望で入れさせていただいています。

○委員長 よかったでしょうか。こちら側だけ入れるという形で。

国の私学助成のほうで私立高校という言葉と私立高等学校という言葉が2つ混在しているので、どちらかに合わせたほうがいいなとちらっと思っただけで。県のほうはないと思うんですけど、国のほうで4段落目の最後のところですね、全国的には大阪府、京都府に続いてと、埼玉県が私立高校無償化と、ここの私立高校というのと、下から4行目ぐらいですかね、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助

金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助というところで、ここら辺が私立高校という言葉と私立高等学校という言葉がちょっと混在しているので、どちらかに統一したいなど。余り大きな問題ではないですが。よろしいですね。私立高等学校のほうがいいですかね。正式には高校は高等学校ですので、直しておきたいと思います。

あと、よろしいですかね、意見は。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見も尽きたようなので、これをもって御意見をいただくのを
終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時30分 休 憩

午前11時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、請願第15号の意見書案を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

続いて、請願第16号の意見書案を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

続いて、請願第17号の意見書案を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

続きまして、ただいまお認めいただいた意見書案を議長のほうに提出し、
議会に提出をいたします。

提案理由は各案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　よろしければ、各意見書案を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員会提出議案として議長に提出いたしますので、よろしくお願いたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

行政視察について

○委員長　続いて行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして、正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

まず、日程は10月17日火曜日から10月19日木曜日までの2泊3日であります。

視察先と調査内容につきましては、10月17日火曜日は、埼玉県戸田市で産官学民と連携した戸田市の教育改革についてを、翌18日水曜日は、東京都荒川区でゆいの森あらかわについてと千葉県我孫子市で健康づくり施策についてを、最終日19日木曜日は東京都墨田区で食育推進への取り組みについてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　ちょっと暫時休憩します。

午前11時33分　休　憩

午前11時35分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[発言する者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、詳細な資料につきましては、来月中旬までには事務局から届けさせますので、視察当日にお持ちくださるようよろしく願いいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、常任委員会の研修会につきましてを議題といたします。

この件につきましては6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を事務局までお知らせいただくようになっておりましたが、出てきておりませんが、日程や研修テーマにつきまして、講師や何か適切なテーマがございますか。

○森委員 市内で訪問診療されているお医者さんが見えて、やっぱり在宅でみとりをとというのが理想ではあるけれども、現実としてはなかなか難しいんだけど、そういうことを今一生懸命取り組んでおられる、ながお在宅クリニックの先生に来ていただいて、今実際にどういうことでやってみえるか、今度江南団地でもやるんですけど、管理栄養士の方が高齢者の健康管理の面から、認知症にならないための栄養だとか、元気で過ごすための食事の改善だとか、そういうことにも取り組んでみえるんですよ。だから、よそから講師の方を呼んでやるのもいいんですけど、もしできれば市内で、今現実に頑張っている先生に来ていただいて、それで勉強できたらいいなあ、そんな思いがありますので、もしほかに何かいいあれがなければですけど、また御検討いただければと思います。

○委員長 実は私も1件、1月14日日曜日、福祉課のほうで江南市民文化会館の小ホールで地域福祉計画のシンポジウムが行われて、実はそこに北折一さんという方を講師でもうお見えになることが決まっているんですけども、NHKで「ためしてガッテン」のディレクターをされていた方で、今はNHKを退職してもう講演会という形なんですけれども、そこで講演会とシンポジウムのパネリストでお見えになると。地元の扶桑町出身なんですけれども、今のところ1月14日日曜日の午後の予定で江南市民文化会館小ホールで行う

予定になっております。

最初、そちらのほうに、厚生文教委員会と一緒に合同開催はできないかなとも思っていたんですが、それはちょっと難しいということですので、市単独で行うんですが、その北折一さんに翌日、1泊実家でしていただいて、15日月曜日の午前中に市役所で厚生文教委員会の研修会をお願いできないかなあということをお打診してございまして、一応予定はあいているということですので、同じような健康に関するようなテーマになってくるとは思うんですけども、今のところは予定はあいていると。

○鈴木委員 前日やられるということで、内容的に同じにならないかなあという、多分それは分けてやってくれるということでも、そういうことでの重複というか、そういう目での効率性というのはどうなのかなあ、ちょっとその点だけ気になる場所ですが。

○委員長 あくまで14日は地域福祉計画での講師、シンポジウムという形ですので、そちらが中心になると思いますが、厚生文教委員会のほうはあくまで厚生文教委員会の、それを含んだテーマにもなるかもしれませんが、日本全国で講演されている方ですので、いろんなテーマはお持ちですので、それを省いてという形でもお願いできますし、それはこちらでこういうようなお話をということとはできると思うんですが。

そちらのほうは、今、森委員が提案していただいた方が皆さんがいいということでしたら、まだ体はあいているというところまでで正式な予約はしておりませんので。日程はもうその日に決まってしまうので。森委員のながお在宅クリニックの方でしたら、また日にちを調整してどこかという形に思います。

○森委員 北折さんの場合は……。

[発言する者あり]

○委員長 金額が、そこら辺もちょっと未定なんで、それからすると森委員のほうか。

○森委員 テーマがどういうテーマになるかね。

○河合委員 先ほど鈴木委員が言ったように、やっぱり同じ人で重複する部分も多少あるんじゃないかなあという気もするし、問題は講師料が一番問題。

聞いた話だと相当高いということだから、予算内でおさめるべきだし、そこも勘案して。

- 委員長　最初は10万円ということでしたので、2つの委員会で合同でやれたらいいなと思って総務委員会にちょっとお願いしていたんですけど、総務委員会は単独でやりそうだといいところがありましたので、ちょっと厚生文教委員会単独では5万円ですので、一応は、それを8万円ぐらいまでは値引きしてもいいよという話はあったんで、あとの3万円どうしようかなど。金額的に難しければ、森委員の提案するほうで決めていただければと思います。

森委員のほうは、もちろん5万円以内で来ていただける方ですかね。

- 森委員　と思うけどね。地元でやってみえるお医者さんですので。

- 委員長　じゃあ、まず森委員の御提案のほうで5万円以下でやって……。
暫時休憩します。

午前11時44分　休　憩

午前11時44分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、森委員の御提案のながお在宅クリニックの院長先生の方にまずは打診してみるという形で予算を含めてお聞きしていきたいと思います。

その他のことについては、正・副委員長にお任せいただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　よろしくお願ひします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

時間も押しておりますので、委員長の挨拶は、皆さんの御協力でどうにか終わることができました。ありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前11時46分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 藤岡和俊